

## 国立医薬品食品衛生研究所競争的研究資金等の取扱いに関する規程

### (目的)

第1条 本規程は、国立医薬品食品衛生研究所（以下「当所」という。）における競争的研究資金等（研究者個人に交付される国の資金による研究資金をいう。）の適正な運営・管理に必要な事項を定めるものである。

### (対象となる競争的研究資金等)

第2条 職員が使用する全ての競争的研究資金等を対象とする。

### (職員等の責務)

第3条 職員等（職員、非常勤職員、労働者派遣契約により派遣された者、その他当所において研究業務に従事する者をいう。）は、競争的研究資金等の原資が税金であることを十分に理解し、適正な管理を行うとともに、研究を通じてレギュラトリーサイエンスを実践し、行政サービスの向上に努めなければならない。

### (最高管理責任者)

第4条 当所全体を統括し、競争的研究資金等の運営・管理について最終責任を負う者として最高管理責任者を置く。

2 最高管理責任者は、所長とする。

### (統括管理責任者)

第5条 競争的研究資金等の運営・管理について最高管理責任者を補佐し、当所全体を統括する者として統括管理責任者を置く。

2 統括管理責任者は、研究費の適正な運営・管理について実質的な責任と権限を持つ。

3 統括管理責任者は、副所長とする。

### (競争的研究資金等経理責任者)

第6条 競争的研究資金等の運営・管理について統括管理責任者を補佐し、経理実務を統括する者として競争的研究資金等経理責任者を置く。

2 競争的研究資金等経理責任者は、研究費の経理実務について実質的な責任と権限を持つ。

3 競争的研究資金等経理責任者は、総務部長とする。

### (コンプライアンス推進責任者)

第7条 競争的研究資金等の運営・管理について、職員等に対するコンプライアンス教育等の実施による規範意識の醸成及び執行状況等のモニタリングによる適正な研究費使用を指導する者としてコンプライアンス推進責任者を置く。

2 コンプライアンス推進責任者は、副所長とする。

3 コンプライアンス推進責任者を補佐する者として、コンプライアンス推進副責任者を置くことができる。

4 コンプライアンス推進副責任者は、各部長とする。

(最高管理責任者の責務)

第8条 最高管理責任者は、統括管理責任者が責任を持って競争的研究資金等の運営・管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮しなければならない。

(管理等の委任)

第9条 競争的研究資金等の交付を受けた研究代表者及び研究分担者（以下「研究代表者等」という。）は、競争的研究資金等の管理、経理及び受領に関して最高管理責任者に委任するものとする。

2 競争的研究資金等経理責任者は、最高管理責任者及び統括管理責任者の指示を受け、競争的研究資金等の口座の管理及び支払いの決定など、実質的な競争的研究資金等の管理及び経理を行う。

(管理等の事務)

第10条 競争的研究資金等の管理、経理及び受領に関する事務は、競争的研究資金等経理責任者の指示のもとに総務部業務課（以下「業務課」という。）が行う。

2 業務課は、競争的研究資金等に係る収支簿を作成し執行状況を把握のうえ、競争的研究資金等の適正かつ計画的な執行が行われるよう努めなければならない。

3 競争的研究資金等の管理に関する事務処理手続き、使用に関するルール等については、次条に基づき策定する不正防止計画を踏まえて定めなければならない。

(不正防止計画の策定等)

第11条 最高管理責任者は、不正防止対策の基本方針を策定・周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講じるものとする。

2 統括管理責任者は、基本方針に基づき、不正防止計画をはじめとする機関全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、必要に応じて見直しを行い、実施状況を最高管理責任者に報告する。

3 基本方針及び不正防止計画の策定、見直し、推進等の事務は、業務課が行う。

4 前各項の基本方針とは、本規程のことをいう。

(不正な取引に対する対応)

第12条 不正な取引が発見された場合には、最高管理責任者の指示の下、その内容を明らかにするよう努める。

2 前項に基づく調査は、具体的な手続きを定めた細則に基づき実施しなければならない。

3 調査の結果、不正な取引に関与した職員等及び業者に対する処分については、厚生労働省又は関係府省の取扱いに準じて行う。

4 前項に定める処分について、必要に応じて、その量定等を判断するための第三者機関を設置するものとする。

(相談窓口)

第13条 競争的研究資金等の管理に関する事務処理手続き、使用に関するルール等についての当所内外からの相談窓口は、業務課とする。

(通報等の窓口)

第14条 当所内外からの競争的研究資金等の不正使用に関する情報の通報（告発）窓口は、総務部総務課とする。

(内部監査)

第15条 競争的研究資金等の適正かつ効率的な運営・管理に資するため、最高管理責任者は内部監査を実施しなければならない。

2 内部監査は、第11条に基づき策定する不正防止計画を踏まえ、具体的な手続きを定めた細則に基づき実施しなければならない。

(その他)

第16条 本規程の運営にあたっては、研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（平成19年2月15日文部科学大臣決定）及び同ガイドラインを準用する平成26年3月31日厚生労働省大臣官房厚生科学課長決定の取扱いに則して行うものとする。

2 この規程に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。

附 則

この規程は平成19年11月9日から施行する。

附 則

この規程は平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は平成25年8月1日から施行する。

附 則

この規程は平成27年3月1日から施行する。

附 則

この規程は平成28年7月21日から施行する。

附 則

この規程は平成29年4月18日から施行する。